



議案第九〇号

三朝町非常勤消防団員に係る退職給付金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

三朝町非常勤消防団員に係る退職給付金の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四十二年拾貳月五日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町
条例第二一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「その階級」の下に「及びその階級より上位の階級」を加え、「当該階級」
を「その階級」に改める。

第四条第一項中「勤務年数については」の下に「、退職した日の属する月以前の非常
勤消防団員であつた期間が引続き三年以上である場合に限り」を加える。

第四条の次に第四条の二として次の一条を加える。

第四条の二 非常勤消防団員が、一定期間勤務したことが明白である場合には
その期間は勤務年数に算入しない。

附

則

（施行期日）

第一条 この条例は公布の日から施行する。

(退職報償金の支給基礎となる階級に関する経過措置)

第二条 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)(第三条の規定は、昭和四十二年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。)

(退職報償金に係る勤続年数の算定に関する経過措置)

第三条 新条例第四条の規定は、昭和四十二年九月十日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。